

## VI 法定福利

1. 労災保険
2. 雇用保険
3. 健康保険
4. 厚生年金保険
5. 法令の改正点
6. 社会保険等加入・納付状況の確認帳票

## 1 労災保険(労働者災害補償保険第3条、第6条)

### (1) 適用事業所

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称、雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも使用している事業所は強制的に適用されます。

強制的適用という意味は、事業主の考え方、また使用される労働者の意向にかかわらず、労働者を使用して事業を営んでいる以上は保険適用の対象となるということです。(日雇アルバイトが業務上負傷しても労災保険の対象になります。)

### (2) 適用労働者

事業所に雇用されているすべての労働者に適用され、臨時雇用・季節雇用・パートタイマーなども含まれます。

### (3) 保険加入手続き

新しく事業を開始した場合は、「保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署へ提出し、保険番号の振出しを受けた後、「概算・確定保険料申告書」に使用労働者数、支払賃金の見込額等の必要事項を記入して、労働基準監督署へ申告し、保険料を納入することになります。

それ以後は毎年1回(6月1日から7月10日までの間)、年度ごとに更新手続きとして「概算・確定保険料申告書」を労働基準監督署へ申告しなければなりません。(申告書に保険料を添えて、直接金融機関に提出することができます。)

概算申告では、その年度の支払見込賃金を申告し、確定申告では前年度に使用した労働者の賃金を確定し、保険料を精算しなければなりません。

この概算及び確定精算の場合には、常用の社員だけでなく、臨時雇用、季節雇用、パートタイマーなど使用した全ての賃金を算入することが必要です。

中小事業場の場合は、以上の手続を厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合に事務委託することができます。

この場合、事業主も労災保険に特別加入することができます。

なお、上記手続きが行われなかったときや保険料を滞納している間に、労災等給付事案が発生した場合には、事業主から当該保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することがあります。

### (4) 補償給付

会社の仕事が原因となって負傷又は死亡した場合に(これを業務上災害と言います。)労災保険から療養・休業・障害・遺族等各種の労災補償給付が行われます。

また、事業所への通勤、退勤等の通勤途上災害についても同様の給付が行われます。

この場合、業務上あるいは通勤途上災害でありながら、労働者が個別に加入している健康保険等を使用するケースも見受けられますが、労災保険から給付を受けるべき事案に健康保険等を使用することは認められません。

それにもかかわらず、保険使用をした場合は費用の返還を求められることとなります。



## 2 雇用保険(雇用保険第5条～第7条)

### (1) 適用事業所

労災保険に準じます。

## (2) 適用労働者

労災保険に準じますが、平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となり、令和2年4月1日から保険料徴収も始まります。

対象となる労働者がいる場合、事業所管轄のハローワークへ届出が必要となる場合があります。なお、トラック事業では下記の者は適用除外となります。

- ① 短時間労働者であって、季節的に雇用される運転者又は短期(1年未満)の雇用につくことを常態とする者(日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- ② 日雇労働者であって日雇労働保険被保険者に該当しない者(安定所長の認可を受けた者を除く。)
- ③ 4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者

## (3) 保険加入手続き

労災保険と一括して加入手続きを行います。

## (4) 給付

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付があります。

### 労災・雇用保険加入確認の雇用形態別対照表

年齢・雇用形態	加入確認対象	
	労災保険	雇用保険
代表者・役員	×(注1)	×(注2)
正社員		○(注3)
短時間労働者	○	△(注4)
出向者		△(注5)
派遣労働者	×	×(注5)
季節労働者		△(注6)
日雇労働者	○	△(注7)
同居家族	△(注8)	

(注1)原則、代表者・役員は、労働者として扱われないため、加入確認の対象外です。

(注2)原則、代表者・役員は、労働者として扱われないため、兼務役員の場合も含めて、加入確認の対象外です。

(注3)令和2年4月1日から、65歳以上で雇用される者は雇用保険の加入対象となります。

(注4)短時間労働者(パート・アルバイト)は、適用要件(①所定労働時間が週20時間以上、②31日以上雇用される見込みの者)のいずれも該当する場合は、加入対象となります。

(注5)原則、出向元、派遣元で被保険者となっているため、加入確認の対象外です。

ただし、転籍出向の場合は、出向先で被保険者となるので、加入の対象になります。

(注6)原則、季節労働者は加入確認の対象外ですが、4ヶ月を超えて引き続き雇用され、かつ、所定労働時間が週30時間以上の場合、雇用保険の加入対象となります。

(注7)原則、日雇労働者は加入確認の対象外ですが、所定労働時間が週20時間以上であって、雇用期間が30日を超える場合、又は前2ヶ月の各月で18日以上雇用された場合は雇用保険の加入対象となります。

(注8)事業主と居住及び生計が一緒である親族は、被保険者とならないため、労働保険(労災、雇用)加入確認の対象外です。

### 3 健康保険(健康保険法第3条)

#### (1) 適用事業所

法人の場合は全ての事業場、個人事業所は、5名以上の労働者を使用している事業所として強制的に適用されます。

#### (2) 適用労働者

##### ① 適用事業所の労働者

ただし、トラック事業では下記の者は適用除外となります。

ア. 労働時間が通常労働者の3/4未満の労働者

イ. 臨時に使用される者

(ア) 2月以内の期間を定めて使用される者(所定の期間を超えたら被保険者になる)

(イ) 日々雇入れられる者(1月を超えたら、被保険者になる)

ウ. 季節的業務に使用される者(4月以内の期間使用される予定のものに限る)

エ. 臨時的事業に使用される者(6月以内の期間使用される予定のものに限る)

② 一般的に週30時間以上働く方は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となります。それが、平成28年10月から従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く方、賃金月額8.8万円の方など(短時間労働者)にも対象が広がり、より多くの方が、これまでより厚い保障を受けることができます。更に平成29年4月から、500名以下でも労使合意があれば加入ができるようになっていきます。

※詳細については、管轄の年金事務所又は日本年金機構のホームページをご覧ください。

#### (3) 保険加入手続き

所轄の社会保険事務所で加入手続きを行います。

#### (4) 給付

〈被保険者に関する給付〉

被保険者が病気やけがをしたときの療養の給付、療養のため休んだ時の傷病手当金などの給付があります。

〈被扶養者に関する給付〉

被扶養者が病気やけがをしたときの家族療養費などの給付があります。

〈被保険者が退職後の給付〉

被保険者が退職した後も一定の条件のもとに傷病手当金などが給付されます。

### 4 厚生年金保険(厚生年金保険法第6条、第9条)

#### (1) 適用事業所

健康保険に準じます。

#### (2) 適用労働者

健康保険に準じます。

#### (3) 保険加入手続き

健康保険と一括して加入手続きを行います。

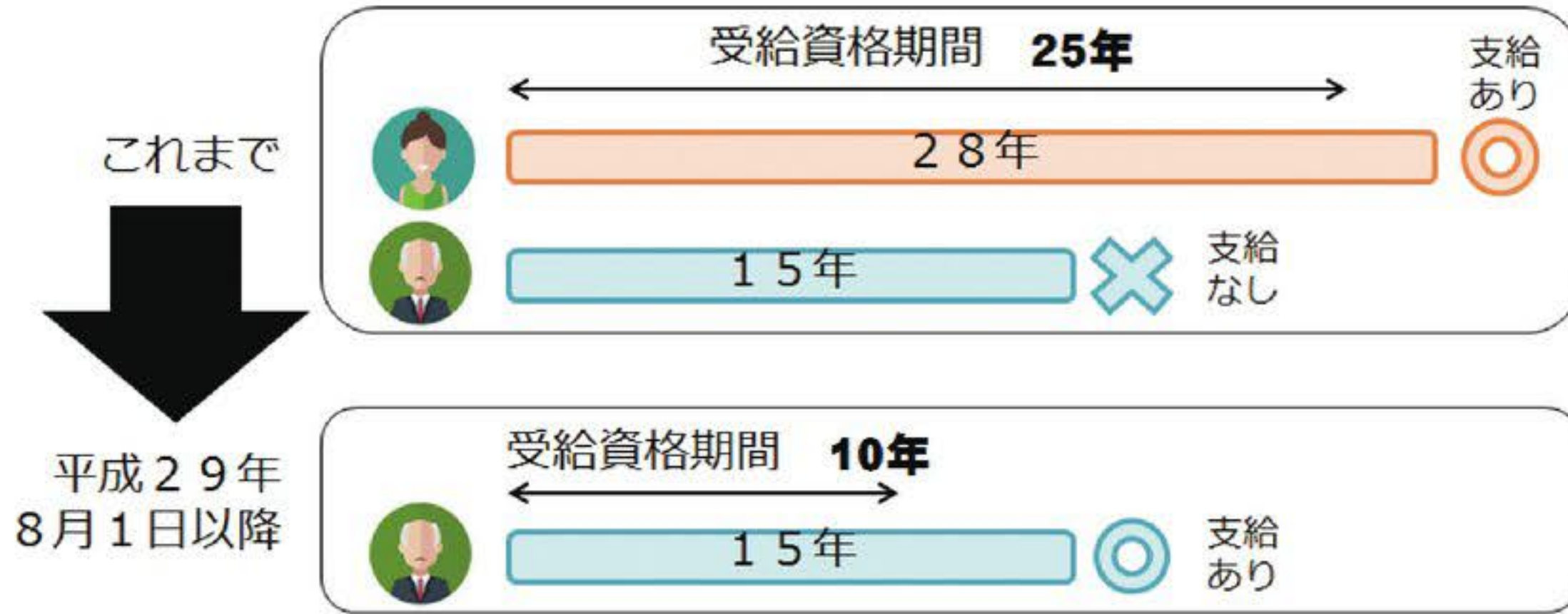
## (4) 給付

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金などが給付されます。

## (5) その他

平成29年8月1日から年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が、25年から10年に短縮されました。これにより、年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。

また、50歳代の方が新たに厚生年金を始め、年金受給への道が開けました。



※詳細については、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)への問い合わせ又は日本年金機構のホームページ【<https://www.nenkin.jp/>】をご覧ください。

## 健康・厚生年金保険加入確認の雇用形態別対照表

年齢・雇用形態	加入確認対象	
	健康保険	厚生年金
75歳以上	×(注1)	×(注2)
70歳以上	○	×(注2)
70歳未満	○	○
短時間労働者	△(注3)	
出向者	△(注4)	
派遣労働者	×(注4)	
季節労働者	△(注5)	
日雇労働者	△(注6)	
同居家族	△(注7)	

(注1)健康保険では、75歳以上は後期高齢者として被保険者とならないので対象外です。

(注2)厚生年金保険の被保険者は、原則70歳未満となっています。

(注3)短時間労働者(パート・アルバイト)は、適用除外要件(1週間の所定労働時間又は1ヶ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満で、かつ所定労働日数が週20時間未満又は1年以上の雇用が見込まれない者)に該当する場合を除き、加入対象となります。

(注4)原則、出向元、派遣元での加入となりますので、確認の対象外です。

ただし、転籍出向の場合は、出向先で被保険者になるので、加入の対象になります。

(注5)原則、季節労働者は加入対象とならない。ただし、4ヶ月を超えて引き続き雇用されることになった場合は加入対象となります。

(注6)原則、日雇労働者は対象外であるが、日々雇い入れられる者が1ヶ月を超え、また2ヶ月以内の雇用期間の者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は、加入対象となります。

(注7)法人の事業所又は常時5名以上の雇用者がいる個人の事業所に属する同居親族は、被保険者として加入確認の対象となります。

## 5 法令の改正点

令和1年11月1日より、運送事業の許可等に際し「社会保険等の適正な加入」に加え、「保険料の納付」が必要となる旨、明確化されました。

また監査及び巡回指導で確認する事項として、「保険料の納付状況」が追加されました。

さらに行政処分の基準に「社会保険等の未加入」に加えて「保険料の未納」が新設された改正が行われ、下記のとおり、**社会保険等の未加入・未納対策が強化**されています。

### (1) 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出時には、社会保険等に加入するとともに、保険料を納付しなければなりません。

### (2) 地方実施機関(トラック協会適正化事業部)の巡回指導

巡回指導では、社会保険等の加入・納付状況を確認します。社会保険等が未加入または保険料未納の場合は、運輸支局等への報告対象となります。

### (3) 監査等の実施

社会保険等への適正な加入が認められない場合、また保険料の納付が認められない場合には、運輸支局等への報告対象となり、監査実施がされることがあります。

#### 行政処分基準

社会保険等の未加入者1名	→	警告(再違反10日車)
社会保険等の未加入者2名	→	20日車(再違反40日車)
社会保険等の未加入者3名以上	→	0日車(再違反80日車)
社会保険等の保険料未納	→	20日車(再違反40日車)

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金、労働災害補償保険及び労災保険のことを言います。

#### 根拠法令



貨物運送事業法第25条第2項  
事業の健全な発達を阻害する競争の違反

**社会保険等の  
未加入・  
未納対策が  
強化されました**

**巡回指導の際には、社会保険等の加入・納付状況を確認できる直近1年分の書類をご準備くださるようお願いいたします。**

**巡回指導の際に準備いただく帳票類** (社会保険等関係)

**労働保険**

- ・労働保険関係成立届
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険被保険者資格取得届

**社会保険**

- ・健康保険新規適用届、被保険者資格取得届
- ・厚生年金保険新規適用届、被保険者資格取得届
- ・健康保険組合等に加入している場合には、加入及び保険料の納付が確認できる書面

**社会保険料等を納付していることを証する書面等**

- (例)
- ・保険料領収証書
  - ・労働保険料納入証明書
  - ・社会保険料納入証明書
  - ・滞納金額目録 (未納がある場合に限る。)

※上記帳票類以外に賃金台帳(給料明細書)から保険料控除の有無をもとに、保険の加入状況を確認するために活用していますので、ご協力お願いします。



# 〈確認帳票サンプル〉

## ① 労働保険概算・確定保険料申告書

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

標準字体 **0123456789**

**31759** 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

**継続事業**  
(一括有期事業を含む。)

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR等への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

**提出用**

種別 **32701** ※修正項目番号  ※入力確定コード

平成31年 月 日

あて先 〒

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

① 都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

② 増加年月日(元号:平成は7、新元号は9)	③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7、新元号は9)	※事業廃止等理由
元号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	元号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
④ 常時使用労働者数	⑤ 雇用保険被保険者数	⑥ 免除対象高年齢労働者数
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
※保険関係※片保険理由コード		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定 区分	算定期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで		
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) <input type="text"/> 千円	(イ) 1000分の(イ)	(イ) <input type="text"/> 円
労災保険分	(ロ) <input type="text"/> 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ) <input type="text"/> 円
雇用保険法 適用者分	(ハ) <input type="text"/> 千円		
	(ニ) <input type="text"/> 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	(ニ) <input type="text"/> 円
	(ホ) <input type="text"/> 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	(ホ) <input type="text"/> 円
一般拠出金	(ヘ) <input type="text"/> 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	(ヘ) <input type="text"/> 円

(注1)右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

概算・増加概算 区分	算定期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 まで		
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) <input type="text"/> 千円	(イ) 1000分の(イ)	(イ) <input type="text"/> 円
労災保険分	(ロ) <input type="text"/> 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ) <input type="text"/> 円
雇用保険法 適用者分	(ハ) <input type="text"/> 千円		
	(ニ) <input type="text"/> 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	(ニ) <input type="text"/> 円
	(ホ) <input type="text"/> 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	(ホ) <input type="text"/> 円

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑰ 延納の申請 納付回数
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑳ 概算有無区分	㉑ 算定対象区分	㉒ 申告入力区分
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(8)(10)(12)(14)(20)の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱ 申告済概算保険料額	⑲ 申告済概算保険料額
(イ) ⑬-⑮の(イ)	(イ) ⑬-⑮の(イ)
(ロ) ⑬-⑮の(ロ)	(ロ) ⑬-⑮の(ロ)
⑳ 差引額	㉑ 増加概算保険料額(⑭の(イ)-⑲)
(イ) ⑬-⑮の(イ)	(イ) ⑬-⑮の(イ)
(ロ) ⑬-⑮の(ロ)	(ロ) ⑬-⑮の(ロ)

㉒ 全期又は 第1期	(イ) 概算保険料額 ⑭の(イ)+⑳+次期 以降の円未満端数	(ロ) 労働保険料充当額 ⑲の(イ)(労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額(㉒の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑭の(イ)-⑲)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金充当額 ⑲の(イ)(一般拠出金分のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 ⑲の(ハ)-⑲の(ホ)	(ト) 今期納付額(㉒)+(ニ)+(ヘ))
第2期	(イ) 概算保険料額 ⑭の(イ)+⑳	(ロ) 労働保険料充当額 ⑲の(イ)-⑲の(ロ)	(ハ) 第2期納付額 (㉒)-(ロ))				
第3期	(イ) 概算保険料額 ⑭の(イ)+⑳	(ロ) 労働保険料充当額(⑲の(イ)- ⑲の(ロ)-㉒の(ロ))	(ハ) 第3期納付額 (㉒)-(ハ))				
㉓ 加入している 労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	㉔ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	㉕ 事業又は 作業の種類	郵便番号	電話番号	㉖ 保険関係成立年月日
(イ) 所在地	(ロ) 名称			(イ) 住所 (法人のときは 本店)			(1) 廃止 (2) 委託 (3) 倒閉 (4) 労働者なし (5) その他
(イ) 所在地	(ロ) 名称			(ハ) 氏名 (法人のときは 代表者の氏名)			記名押印又は署名 印

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げてください。)



② 領収控、領収済通知書（社会保険）

見本

告 領 収 控

国庫金

厚生保険

---

年度  年金特別会計  国庫金特別会計  6375

取扱い番号

取扱い名 厚生労働省年金局 ( )

---

納付目的年月  
令和 年 月 分

納付期限  
令和 年 月 日

納入告知書(納付書)発行年月日  
令和 年 月 日

健康保険料	厚生年金料	子ども・子育て支援料
円	円	円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て支出金

令和 年度  
内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

---

事業所整理記号

事業所番号

うち証券受領  円

証券受領  円

合 計 額

千	百	十	位	千	百	十	万	千	百	十	円

---

取扱い番号

納付番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、入金代理店又は日本年金機構年金事務所

納付期間 00500

納付番号

納付場所

納付期間

納付番号

様

上記の合計額を領収しました。  
(領収日付印)

(収納機関用)

---

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

---

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

---

年度  年金特別会計  国庫金特別会計  6375

取扱い番号

取扱い名 厚生労働省年金局 ( )

---

納付目的年月  
令和 年 月 分

納付期限  
令和 年 月 日

右記のとおり納付してください。  
令和 年 月 日

健康保険料	厚生年金料	子ども・子育て支援料
円	円	円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て支出金

令和 年度  
内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

---

事業所整理記号

事業所番号

うち証券受領  円

証券受領  円

合 計 額

千	百	十	位	千	百	十	万	千	百	十	円

---

取扱い番号

納付番号

納付場所

納付期間

納付番号

様

上記の合計額を領収しました。

※納付の方法は、口座振替や直接納付等の場合もあるので、予め納付関係書面の準備をお願いします。